

京都市政出前トーク実施要綱

(目的)

第1条 市民の身近な場所に直接出向いて市政についての説明を行い、市民の市政に関する理解を促進するとともに、市民参加を推進し、市と市民とのパートナーシップに基づく市政の発展と、これからのまちづくりについて共に考えるきっかけを作ることを目的として「京都市政出前トーク（以下「出前トーク」という。）」を実施するものとする。

(事業の実施方法)

第2条 出前トークは、市が設定したテーマに対する市民からの申込みを受けて、テーマを所管する所属（地方独立行政法人、外郭団体その他の本市関連団体を含む）の職員（原則として所属の管理職員）が市民の身近な場所に直接出向いて、説明と質疑を行うことにより実施するものとする。

2 職員の出講は、原則として、月曜日から金曜日までの午前10時から午後9時までの間に行うものとし、調整の結果、土曜日、日曜日、祝日に行う場合は、午前10時から午後5時までの間とする。ただし、年末年始の閉庁日は実施しない。

(対象)

第3条 出前トークは、市内に在住し、在勤し、又は通学する者が行う集会で10人以上が集まるもの（第1条に規定する事業の目的に反するもの及び政治、宗教、又は営利を目的とするものを除く。）を対象に行うものとする。

(テーマ等の周知方法)

第4条 テーマ及びテーマごとの説明に要する時間等は別に作成する「京都市政出前トークテーマ集」により周知するものとする。

(申込み)

第5条 出前トークを申し込もうとする者（以下「申込者」という。）は、実施予定日の1箇月前までに、京都市政出前トーク申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）を、区役所・支所又は文化市民局地域自治推進室に提出するものとする。

(日程等の調整)

第6条 前条第1項の規定により申込書の提出を受けた者は、当該申込書の写しを申込者の希望テーマを所管する所属の長（以下「所管の所属長」という。）に送付する。

2 申込書の写しの送付を受けた所管の所属長は、申込者と日程等を調整のうえ、出講承諾書（第2号様式）を申込者に送付するものとする。

(経費)

第7条 使用料その他会場の設営に要する経費は申込者が負担する。

2 有償の資料を配布する場合、その経費は申込者が負担する。

(庶務)

第8条 出前トークに係る事務は、文化市民局地域自治推進室において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、出前トークの実施に関し必要な事項は、文化市民局長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年12月22日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年6月22日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年5月30日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。